

船舶事故調査報告書

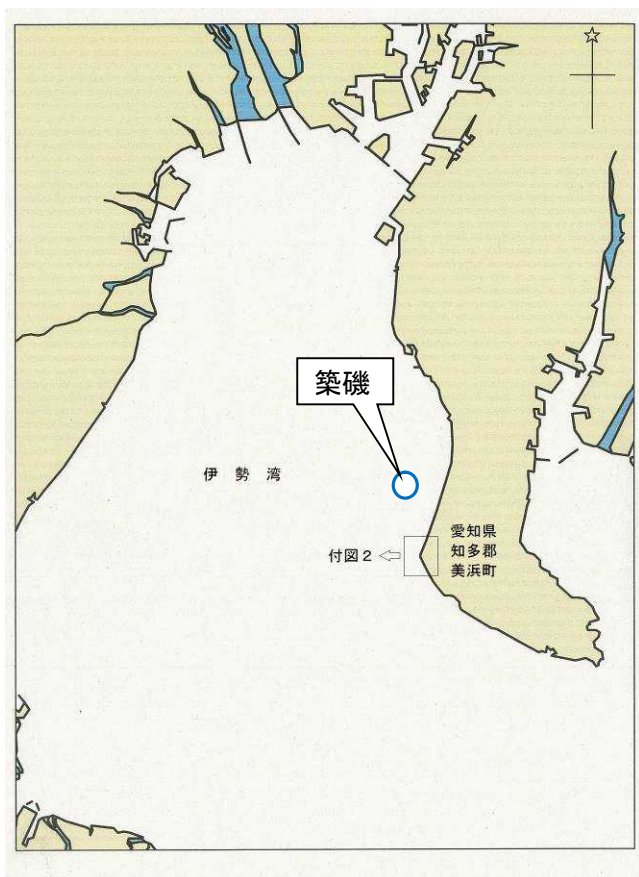
平成28年1月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年6月30日 09時30分ごろ
発生場所	愛知県美浜町富具崎港北方沖 野間埼灯台から真方位343° 1,350m付近 （概位 北緯34° 46.2′ 東経136° 50.4′）
事故の概要	プレジャーボートイーグルは、南進中、プレジャーボート小山丸と衝突した。 小山丸は、船長が死亡し、左舷外板に亀裂及び破口等を生じ、また、イーグルは、船底に擦過傷及びプロペラ先端の一部に破損を生じた。
事故調査の経過	平成27年6月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート イーグル、5トン未満 240-35683愛知、個人所有 7.36m (Lr) × 2.01m × 0.76m、FRP ガソリン機関、66.20kW、平成6年1月 B プレジャーボート 小山丸、5トン未満 240-47896愛知、個人所有 2.74m (Lr) × 1.27m × 0.40m、FRP ガソリン機関、3.70kW、平成10年10月
乗組員等に関する情報	船長A 男性 78歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年1月7日 免許証交付日 平成26年12月8日 （平成32年5月22日まで有効） 船長B 男性 66歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年10月22日 免許証交付日 平成25年8月5日 （平成30年10月21日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 死亡 1人（船長B）
損傷	A 船底に擦過傷及びプロペラ先端一部破損 B 左舷外板に亀裂及び破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、平成27年6月30日07時00分ごろ富具崎港を出港し、同港の北方約1海里の築磯^{つきいそ}と呼ばれる釣り場で釣りをしていたものの、釣果がないので09時25分ごろ同釣り場を発進して帰途に就いた。</p> <p>船長Aは、富具崎港の防波堤入口を船首目標として約30km/hの対地速力で南進中、A船の後方を追走していた僚船を見ることに注意を向けて航行していたところ、衝撃を感じてB船の存在に気付いた。</p> <p>A船は、その船首がB船の左舷中央部に衝突した。</p> <p>船長Aは、B船の船尾方に落水した船長Bを認め、反転して救助に向かったものの、駆けつけるまでに船長Bの姿が見えなくなった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りのため、富具崎港を出港した。</p> <p>船長Bは、12時40分ごろ、海上保安庁の潜水士により富具崎港の防波堤入口北方沖の海中で発見され、病院に搬送されたが溺死と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図①、付図2 事故発生場所概略図②、写真1 A船、写真2 B船、写真3 B船の錨 参照）</p>
その他の事項	<p>船長Aは、前路を見ても航行の支障となる船舶が見えなかったので、A船の約100m後方から追走していた僚船を見ていて衝突するまでB船に気付かなかった。</p> <p>B船は、大型自動車のタイヤホイールを錨として使用していたが、本事故当時、この錨を投下していた可能性があった。</p> <p>B船は、左舷外板に亀裂及び破口のほか、右舷舷縁にも破口が生じ、左右舷縁上部にA船の船底塗料と同じ色の塗膜が付着していた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長Bは、二分割したB船を車の屋根の上に積み、04時00分ごろ自宅を出発していた。</p> <p>船長Bは、持病等がなかった。</p>
分析	
乗組員等の関与	A あり、B 不明
船体・機関等の関与	A なし、B 不明
気象・海象等の関与	A なし、B 不明
判明した事項の解析	A船は、富具崎港北方沖を南進中、船長Aが、A船の後方から追走していた僚船に注意を向けていて船首方の見張りを適切に行っていな

	<p>かったことから、前路のB船に気付かずに航行し、A船の船首とB船の左舷中央部とが衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、前路を見ても航行の支障となる船舶が見えなかったことから、僚船に注意を向けていたものと考えられる。</p> <p>B船は、富具崎港北方沖において、A船と衝突したものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長Bは、A船とB船とが衝突したときの衝撃により落水し、溺水した可能性があると考えられるが、落水及び溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、富具崎港北方沖において、A船が、南進中、B船と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶運航者は、常時、適切な見張りを行うこと。 ・ 救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図①



付図2 事故発生場所概略図②



写真1 A船



写真2 B船



写真3 B船の錨

